

議会運営委員会協議事項

令和5年8月28日（月）

14:00 / 委員会室

1. 令和5年第4回臨時市議会の運営等について

(1) 招集日時 令和5年8月30日（水）午前10時30分

(2) 付議案件について

議案1件

議案第1号 夕張市副市長の選任について

(3) 案件の取り扱いについて

即決とする。

(4) 会期及び日程について

会期は1日とする。

議事日程表（案）は、別紙のとおり

2. 第3回定例市議会一般質問及び決算大綱質問について

(1) 一般質問及び決算大綱質問予定者について

(2) 通告締切期日について

一般質問 1日（金） 15時（聞き取り 4日 13時）

大綱質問 8日（金） 15時

3. その他

意見書案の締切について 30日（水） 17時

4. 議会提出案件について

夕張市選挙管理委員会委員並びに同補充員の選挙について

5. 夕張市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

6. 次回議会運営委員会について

31日（木）行政常任委員会終了後 委員会室

質問者の順番、日程・意見書の確認等について、その他

令和5年

議 事 日 程 表

第4回臨時市議会

1. 招集の日時 令和5年8月30日 午前10時30分開議

2. 招集の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第1			会期の決定について	
日程第2	議 案	第1号	夕張市副市長の選任について	市 長

選挙第 1 号

夕張市選挙管理委員会委員並びに同補充員の選挙について

夕張市選挙管理委員会委員並びに同補充員は、令和 5 年 11 月 9 日をもって任期満了となるので、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、委員並びに補充員各 4 名の選挙を行う。

令和 5 年 9 月 7 日提出

夕張市議会議長 大 山 修 二

記

委 員	補 充 員
「	「
」	」
「	「
」	」
「	「
」	」

○地方自治法（抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第四款 選挙管理委員会

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

② 選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

② 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

③ 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

④ 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

⑤ 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

⑥ （略）

⑦ 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

⑧ （略）

第183条 選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時

まで在任する。

- ② 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ③ 補充員の任期は、委員の任期による。
- ④ (略)

第184条 (略)

第184条の2 普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は選挙管理委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

- ② 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第185条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならない。

- ② 委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。

第185条の2 選挙管理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

全議M1第9号

令和5年3月2日

市議会議長各位

全国市議会議長会
会長 清水 富雄

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び 条例施行規程（例）の送付について

平素は本会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることとなりました（令和5年3月1日施行）。

同改正法の国会における審議過程においては、附帯決議がなされ、政府は「議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行う」こととされました。

さらに、令和4年12月16日付け総行第351号による総務大臣通知において、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされました。

こうしたことを踏まえ、本会では、各市議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組例として、〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）を総務省と協議のうえ、作成しましたので、条例（例）等の条文解説と併せて参考としてお示しします。

なお、「議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定するにあたっては、必ずしも令和5年3月議会中の制定、施行が求められるものではなく、その制定時期は、各市議会の実情に応じてご判断いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、今回の法改正の施行通知及び関係資料を本会のHPに掲載させていただくことも併せてお知らせします。

担当 企画議事部（議事担当）

TEL 03-3262-2303

FAX 03-3263-5751

Email chousa@si-gichokai.gr.jp